

4月21日発送じゃ!



支給対象となる可能性のある方へ

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請書を発送します

消費税引き上げの影響を踏まえて、所得の低い方々への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。対象となる可能性がある方には4月21日(金)に申請書を発送しますので、申請書が届いた方は、ご自身が該当されるかを確認し、お手続きください。
※DV被害者で、他の市町村から住民票を移さずに清瀬市にお住まいの方は、ご相談ください。

申請期間 4月21日(金)～7月31日(月)
支給額 15,000円(支給は一回限り)

対象者は?

以下のすべてを満たす方です。

- 平成28年1月1日に清瀬市の住民であった。
□平成28年度の住民税(均等割)が非課税である。
□課税されている人の扶養親族等になっていない。
□生活保護などの受給者ではない。

※平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者と同じです。(支給要件を満たしているに関わらず、給付金を受け取っていない方も含みます)
※扶養者(専従者の場合は事業主)が課税されている場合は対象外となります。
※他市町村在住の方に扶養されている場合も申請書が発送されます。扶養者が非課税の場合は、支給対象になりますので同封の案内を確認のうえ、申請してください。

申請方法は?

◆平成28年度臨時福祉給付金を受け取った方(継続申請)

お手元に申請書が届いたら、申請書に記入・押印のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください(原則、郵便受付)。

添付書類は原則必要ありませんが、振込口座を変更される場合は、通帳もしくはキャッシュカードのコピーを添付してください。

◆平成28年度臨時福祉給付金を受け取っていない方(新規申請)

平成28年度臨時福祉給付金を受け取っていない方は、下記の手順で申請してください。

- ①ご自身が臨時福祉給付金の支給対象要件にすべて当てはまるかご確認ください。
②支給要件すべてに該当する場合は、申請書に必要な事項を記入してください。
③必要な書類を添付のうえ、ご返送ください(原則、郵便受付)。必要書類については、申請書に同封の案内をご確認ください。

給付金の支給について

給付金は、指定された口座への振り込みとなります。

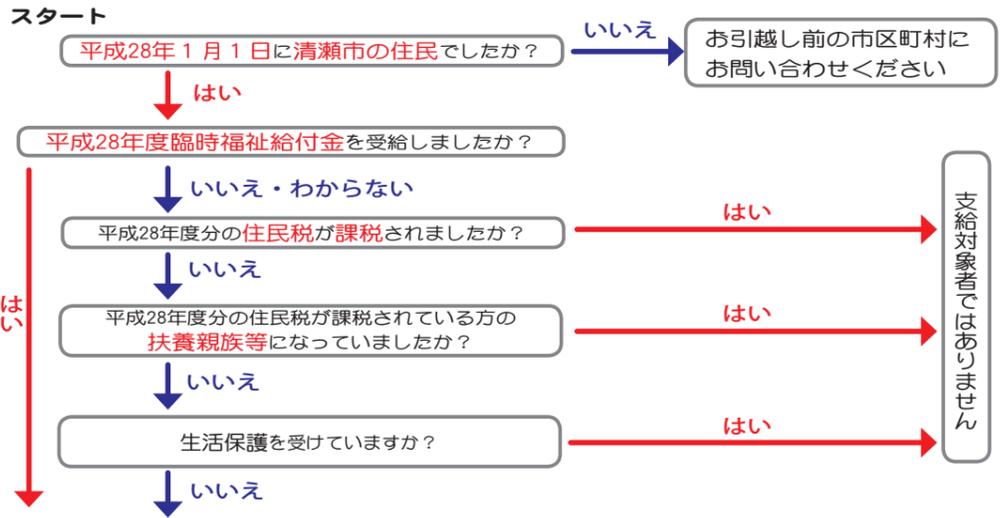
市では、住宅用新エネルギー・省エネルギー機器の設置費用の一部を助成しています。対象 次のすべての条件を満たす方。①市内に住民登録し、実際に居住している②住民税の滞納がない、または非課税の決定を受けている③市内の住宅に新たに補助対象機器などを設置した者、または補助対象機器などが設置された住宅を購入し、居住している者
補助額 太陽光発電システム 1台あたり3万円(上限10万円)、家庭用燃料電池(エネファーム) 5万円または当額補助対象機器などの設置に要した額のいずれか低い額
※両機器を設置した場合はそれぞれを合わせた金額。
※必要な書類など詳しくは市

木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用を一部助成します
市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修・耐震シェルターなどの設置工事に要した費用の一部を助成しています。
■耐震診断助成制度
対象者 左記の対象住宅を所有し、市税を滞納していない方(所有権が共有とされた住宅の場合は、共有者全員によって合意された代表者)
対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、延床面積の2分の1以上を居住用としている住宅
助成額 診断費用(税抜き)の3分の2以内で上限10万円
※耐震診断を行う機関は、市が指定する機関に限ります。指定機関以外の診断機関による診断は助成の対象外です。
■耐震改修等助成制度
対象者 下記の対象住宅を所有し、市税を滞納していない

太陽光発電システムなどの設置に補助金を支給します

市では、住宅用新エネルギー・省エネルギー機器の設置費用の一部を助成しています。対象 次のすべての条件を満たす方。①市内に住民登録し、実際に居住している②住民税の滞納がない、または非課税の決定を受けている③市内の住宅に新たに補助対象機器などを設置した者、または補助対象機器などが設置された住宅を購入し、居住している者
補助額 太陽光発電システム 1台あたり3万円(上限10万円)、家庭用燃料電池(エネファーム) 5万円または当額補助対象機器などの設置に要した額のいずれか低い額
※両機器を設置した場合はそれぞれを合わせた金額。
※必要な書類など詳しくは市
ホームページまたは左記へ。申込み・問合せ 補助対象機器の設置日(太陽光発電システム)東京電力の「購入電力量のお知らせ」に記載された「お客様から購入を開始した日」、家庭用燃料電池 東京ガスの「エネファーム安心フルサポート証」に記載された「設備お渡し日」に応じた申込みの受付期間内(左表参照)に必要な書類を添えて、直接水と緑の環境課環境衛生係 ☎497・2099(郵送不可)

支給対象者診断チャート



臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象となる可能性があります

【参考】住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

Table with 4 columns: 給与所得者, 区分, 非課税限度額※(給与収入ベース), 公的年金等受給者, 区分, 非課税限度額※(年金収入ベース). Rows include categories like 単身, 夫婦(配偶者を扶養), 夫婦1人(配偶者と子ども1人を扶養), 夫婦2人(配偶者と子ども2人を扶養).

※生活保護基準の1級地(東京都23区等)における非課税限度額

臨時福祉給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の不正入手にご注意を

市役所や厚生労働省などが、次のようなことをお願いすることは絶対にありません。
○ATMの操作をお願いすること
○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと
○「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めること
○市役所や厚生労働省などが、市民の皆さんの世帯構成などの個人情報を照会すること
自宅や職場などに不審な電話や郵便があった場合は、迷わず下記コールセンターや東村山警察署 ☎042・393・0110(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

お問合せはこちら

市では、臨時福祉給付金などのお問い合わせに対応するため、4月1日から専用コールセンターを開設します。また、厚生労働省でも専用ダイヤルを設置しています。ぜひご利用ください。
◆清瀬市臨時福祉給付金専用コールセンター ☎0120・999・334(平日午前9時～午後5時)
◆厚生労働省「臨時福祉給付金」専用ダイヤル ☎0570・037・192(午前9時～午後6時)

Table with 2 columns: 平成29年度申込み期間, 第2期, 第1期. Rows show application periods and dates for solar power and fuel cell systems.